

一一、坑夫氣質

トンネルの中は常闇の國で夜晝の區別がありません。又長いトンネルになりますと、四季を通じて氣温も一定です。丹那トンネルでは氣温は大略攝氏十六、七度(水の溫度は十四、五度)ですから、丁度春先の陽氣です。トンネルに働く人間は、常春の國に避暑避寒して居るものだと云へば一寸響きはいゝですが、トンネルは決してそんな健康地でないのは勿論です。

濕度は百パーセントでシツケて居ます。おまけに紫外線とやらの「お天道様の恵み」にも浴しない譯ですから、少し身體に異状のある人は勤まつたものではありません。

トンネルは夜となく晝となく掘り續けられて居ます。普通は三交替即ち八時間労働ですが、仕事が難場で疲勞の甚しい時には四交替で六時間、水のひどい處では六交替で四時間働きにする事もあります。仕事を晝夜兼行でやつて居ると云ふと、如何にも急いで居る様ですが、決して外の明(アカリ)の仕事に比較して特に急ぐわけではないのです。只太陽の光と無關係な場所で仕事をしますから、晝と夜とを區別する必要もなく又そんな觀念も生じないです。

「闇に働く」と云へば一寸エロに響くし、坑夫と云へば臭い飯の二三遍は食べ、バクチ喧嘩は仕放題、人間一匹殺す位は屁とも思はない様な者を聯想する者さへ少くない様ですが、決してそんなものではありません。坑夫は坑夫

としてのプライドを持つて居て、眞實の意味に於て非常に紳士的であるとも云へませう。次に掲げる「坑夫權利由來書」を読んで下さい。是は「坑夫五十三ヶ條」と云ふものゝ勞頭に書いてあるものです。

坑夫權利由來記

金掘權利下賜其由來ヲ尋ヌルニ抑々人皇百九代後陽成天皇之御宇世上亂レテ如麻則チ幕府徳川家康公合戦ノ砌リ助力セシ其ノ功力トシテ權利下賜ヒシモノ也、則チ慶長十五年大阪關東大合戦ノ砌リ其ノ名譽ヲ得ラレシ事我等ガ源祖也。昔時駿州有慶郡日影澤邑ト云フ所ニ金山アリ此金山ハ世ニ珍シキ金山也然ル所大阪方豊臣家ノ臣ニ真田幸村ト言フ人アリ其祖先ヲ尋ヌルニ眞田昌幸ノ次男ニシテ兄ハ同苗大助ト言フテ關東ニテノ名將也弟幸村十五歳ニシテ初陣シ川中島合戦ノ砌上杉勢ノ一方ヲ敗リ敵首數十騎ヲ打チ取り父ノ許ニ歸ル昌幸大ニ感心ス是即チ眞田幸村ニシテ豊臣家ノ軍師也。徳川家康公ト數度戦ヒノ末駿州影澤ニテ關東勢遂ニ敗走シ家康公走ル。此所ハ則チ日影澤ノ金山私ニ隠隠スル所ヘ只一騎馳セ來リ大音ニ曰ク余者關東ノ大將徳川家康也今度ノ戰ヒ敗レ落チ延ントスレ共身體爰ニ極ル命ヲ助ケヨト宣フ其時山中勤ノ者共唯茫然トシテ驚入タリ斗也、然ルニ此所ニ竹中重忠ト言フ人アリ其履歴ヲ尋ヌルニ祖先ハ竹中半兵衛重治ト言フチ元濃州菩提寺之城主ナリシ時豊臣秀吉公織田信長公ニ仕ヘ未ダ筑前守タリシ時齋藤氏ト戰ヒ遂ニ齋藤氏亡ブ依テ竹中氏ハ秀吉公ニ仕官ス。其後數度戦功ヲ顯シ天正五年病ニ依リテ亡ス。其子重忠氏ハ忠臣ハ二君ニ仕ヘズトテ濃洲ニ落チ延ビ此日影澤金山ニテ役儀ヲ務メラレシ時也。然ルニ此重忠君家康公ニ向ヘ慰懃ニ一禮ヲ述べ先づ鋪内(シキノナカ)ヘト案内シ此所ニ安隱ス此所ヘ眞田

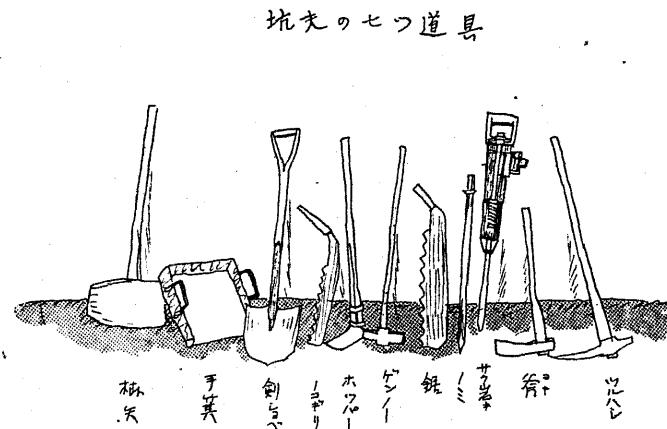
幸村一騎ニテ追ヒ來ラレテ曰ク其所ノ非人共關東ノ大將家康此所ヘ逃ガ來レリ隱ズ引出シテ手渡スペシト大晉ニ呼ビ賜フ其時重忠君ハ禮ヲ正シ言上ニ及ブ此所ハ國家ノ大利益トスル國財ヲ掘出ス金山ナレバ非人ニアラズ我々一命ヲ惜マズ國家ノ義務ヲ盡ス者ナレバ必ズ非人ニアラズ然ルニ此所ヘ軍人等ノ來ル所ニアラズト返答ニ及ブ幸村大ニ怒リ汝等何程隱ス共目下望ニ一ノ洞穴洞穴ハ唯日光ノ光ニアラズ是則徳川家康ノ日光(ヒカリ)有該ニシテ此穴ノ内ニ隱ル事理也竹中曰ク貴殿ノ御推察ハ理ニ似テ理ニ非ズ此穴ノ内ニ日光ヲ顯ス事ハ不思議ニ非ズ以前申通リ國家ノ財寶ヲ掘出ス金山ナレバ日光ハ常ニアリ、如何トナレバ金德ヲ以テ五光ヲ頂ク事理也則チ鋪口(シキノクチ)日本ノ神佛ヲ祈念シ先左ノ柱ハ天照皇大神宮大幡大菩薩稻荷大明神右ノ柱ハ春日大明神山神宮不動明王捨貳本ノ布木(フセギ)ハ藥師如來ト表ス表面三捨六枚免板(メンイタ)ハ天ノ三捨六童子ト表ス表面ノ化粧木ハ神前鳥居ト表ス東冽壽西冽壽南冽壽北冽壽ハ世界ヲ取り則ミシ見セント表ス者也。如斯ノ帝國神佛ヲ祈念シタルモノナレバ日光ヲ顯ス事理ナルベク亦我々ノ着類ハ悉ク地球上ヲ形取り縫目ハ三百六十針ノ割合ヲ以テ縫ヒ仕立タル者也ト恰モ辯舌立板ニ水ヲ流ス如ク辯解ス、依テ眞田幸村當然ノ理ニ當ル辯解ニ依テ然者今度ハ汝ニ譲リ置也ト云ヒ捨テ歸陣ス之レ全家康公ノ運強ク鋪内ヨリ出顯マシマシ汝等余ノ命ヲ漸ク助ク必ズ天下掌握ノ砌ハ屹度褒賞スベシ必申シ出ヨ其草判紙ヲ以テ山師金掘師ハ野武士ニ下置タリ、既ニ世モ鎮成シテ慶長十六年五月十六日御公儀ヘ届出テ全金掘師ハ野武士ニ取立ラレシ者也依テ右ノ權利有者トス。

食ふための職業意識が、尖鋭になつた今日では、インテリには好い意味での「親分乾分」はもう、これっぽつちもあ

りませんが、職人の社會には今でも往年の親分乾分の關係が未だにす
たらぬ様です。坑夫仲間のこの關係はその最たるものではないでせ
うか。所謂信義に厚く禮儀正しく純で、よく役人の云ふことも聞いて
呉れます。仕事が難場に掛つて、命掛けで働いて居る時、親分乃至は
兄弟分同志の間に相通ずる氣脈、はたで見て居てホロリとすることも
一再に止りません。

機械は便利で能率のいいものですが、一面から見れば所謂機械的で
殺風景なものです。折角掘り進めた導坑が、悪い地質にぶつかつた時、
うまくこの難關を切り抜けるか、それとも断念するかと云ふ一かば
チの場面になると、もうその活潑の權は、坑夫の一舉手一投足に掛
ります。「如何だ甘く行きさうか」「マア山をダマシダマシ行けば如何に
かうまく行くでせう」山を物と見ず一個の人格と見て、仕事をして居
る彼等に一種藝術家の心境を見出すこともあります。

一般にはトンネルの中で働く者を坑夫と呼んで居りますが、仕事は
色々に別れて居て皆夫れぐの職名があります。鑿岩機で孔をくり、



坑夫の七つ道具

ダイナマイトをつめて山を爆発させる——発破(ハツ・ペ)をかける——鑿岩夫(進鑿夫)、掘つた山が崩れない様に板で圍つてつゝかい棒をする——支保工を組む——斧指(ヨキサシ)、混凝土で巻立てゝ仕上をする疊築工等がその主な者、所謂熟練工です。外に崩した土をトロに積んで、それを坑外に運搬する礪出夫がありますが、是は土工工事など、同様でトンネル工事に限つた者ではありません。

鑿岩夫、斧指を永年勤めて有能な者は親分が號令に取り立てゝ呉れます。號令は日々の作業を直接に監督するもので、又自らも重要な作業には從事することもあります。坑夫が一人前になるには年期を入れて後「坑夫五十三ヶ條」と云ふ卷物の免狀を貰ふことになつて居ります。この五十三ヶ條は徳川時代に出來たもので、内容は坑夫が心得て居なければならない一切の事が書いてあります。其の當時トンネルと云へば、鑿山より外なかつた譯ですから、其の中には採鑛冶金の心得迄も入つて居ります。徳川時代には坑夫は野武士に取立られた程ですから、色々な特權を持つて居たらしく、免狀を渡すにも制限があり、その儀式も中々角張つたものだつたさうです。併し今ではこれも形式的に残つて居るだけです。奥ゆるし、段等が金で買へる世の中ですからそれも其の筈です。

五十三ヶ條の中から、今のトンネル坑夫に關係ある個所を抜いて見ませう。

定

- 一、鋪内へ出家出入無用ノ事。
- 一、武士タリトモ腰物ヲ帶シ鋪内ニ入ルコト堅ク無用ノ事。

- 一、非人、乞食、穢多ノ類出入無用ノ事。
- 一、洞貝吹ク事(山伏タリトモ洞貝吹ク事堅ク無用ノ事)。
- 一、懷胎ノ婦人出入無用ノ事。
- 一、不淨ノ婦人出入無用ノ事。
- 一、御公儀様ヨリ仰出サレ候御法度ハ申ニ及バズ御役人中へ慮外致ス間敷候事。
- 一、山先衆不届ノ儀無之様兼テ相心得候事。

右ノ條々屹度相守可申若シ相背ニ於テハ山例可行者也

年月日 山先

- 一、火ノ用心第一心掛可申事
- 一、喧嘩口論致ス間敷事
- 一、一揆徒黨致間敷事
- 一、制札ノ裏ヲ拔キ博奕致間敷事
- 一、右之通山中働く者堅ク相謹可申候。

其の外、坑夫の妻君がお産をすると、夫たる坑夫は一週間は坑内に入りません。坑内では口笛を吹きません。それは坑内で死人や怪我人があつた時に口笛を吹いて皆を呼び集める習慣があつて、その名残だとの事ですが、それ

も確ではありません。又頬冠りなどはしません。これは、坑内でいつどんな危険があるかも知れない。そのとき聞き易い用心の様に思はれます。鎧と鎧を打ち合せない事なども、暗い場所の精神状態を亂す虞れがあるためかも知れません。又導坑の事を「アナ」と云ふ事を大變に嫌がる様です。「アナ」とは墓穴に通する意味から擴ぐ迷信ではないでせうか。かうした事は暗い處で働く者だけに、餘計に迷信や法度が多いのでせう。